

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点長 宮田 勉

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 塩釜庁舎建具改修工事
- (2) 工 事 場 所 宮城県塩釜市新浜町 3 - 2 7 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
塩釜庁舎
- (3) 工 事 内 容 入札説明書による。
- (4) 履 行 期 限 令和 9 年 3 月 1 9 日
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」の業種「建築一式工事」で「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付
宮城県塩釜市新浜町 3 - 2 7 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点管理チーム
電 話 0 2 2 - 3 6 5 - 9 9 3 0
F A X 0 2 2 - 3 6 7 - 1 2 5 0
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「塩釜庁舎建具改修工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「塩釜庁舎建具改修工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 1 0 月

2 1 日までに上記 3 . あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5 . 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和 8 年 1 0 月 3 0 日 1 1 時 0 0 分
宮城県塩釜市新浜町 3 - 2 7 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
塩釜庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和 8 年 1 0 月 2 9 日 1 7 時 0 0 分
3 . ① に同じ。

6 . そ の 他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付する。
ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
書きし又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書書きしを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の ① 及び ② いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注 1 として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること※注 2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記 (1) に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ④ 3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上
一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨

(3) 当 機 構 に 提 供 し て い た だ く 情 報

- ① 契 約 締 結 日 時 点 で 在 職 し て い る 当 機 構 O B に 係 る 情 報 (人 数 、 現 在 の 職 名 及 び 当
機 構 に お け る 最 終 職 名 等)
② 直 近 の 事 業 年 度 に お け る 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 及 び 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

(4) 公 表 日

契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て
は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他

当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も
に 、 所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は
契 約 の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。
な お 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を も っ て 同 意 さ れ た も の と み な さ せ て い た だ
き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

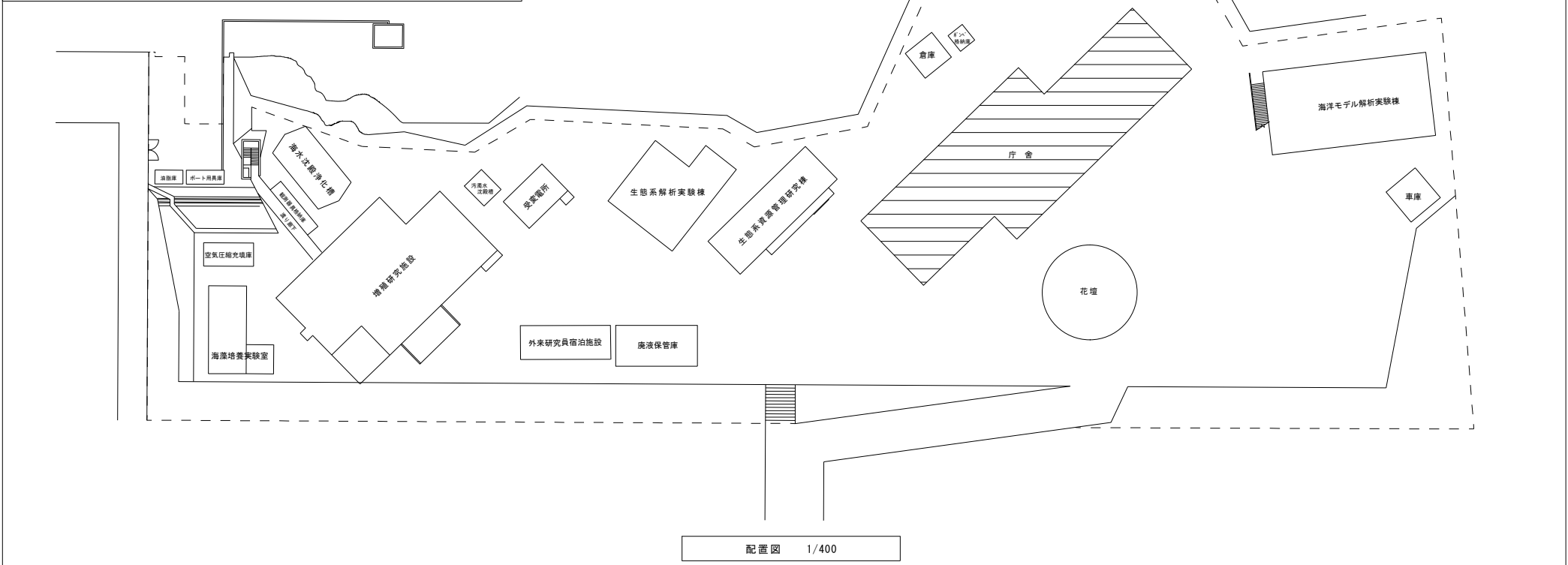
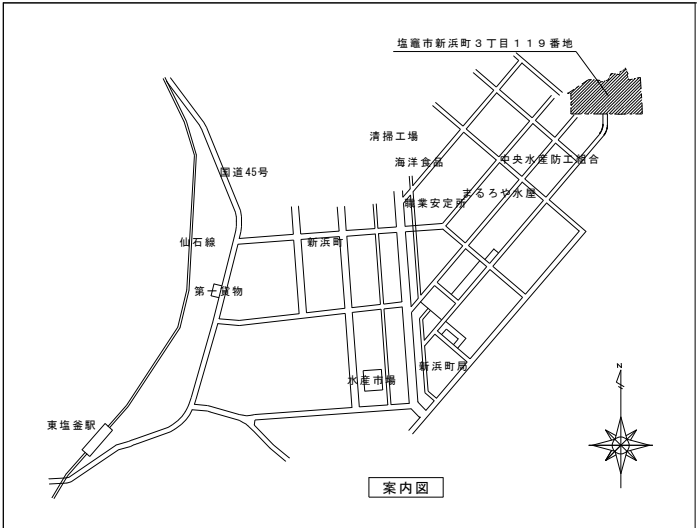
8 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 よ り 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン
(実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等
に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国
立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf) を ご 理 解 い た だ き 、 一
定 金 額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い
ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ
い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約
書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い
し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出
し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

令和 8 年度										建築改修工事										仕様書																																																																																																																																																															
1.		工 事 名		塩釜庁舎建具改修工事																																																																																																																																																																															
2.		工事場所		宮城県塩釜市新浜町 3－2 7－5 国立研究開発法人水産研究・教育機構 塩釜庁舎																																																																																																																																																																															
3.		工事概要		庁舎のアルミサッシ窓等を撤去し、既存アルミ枠に樹脂サッシ窓等（高断熱複層ガラス）を設置し、窓性能（耐風圧性、水密性、断熱性、遮音性）の向上を図るものとする。																																																																																																																																																																															
4.		工事種目																																																																																																																																																																																	
				<table><tr><td>番号</td><td>名 称</td><td>種別</td><td>摘要</td><td>ヶ所数</td><td>数量</td><td>単位</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>庁舎</td><td>改修</td><td>RC/2階建、S41築</td><td>1</td><td>1521.00</td><td>m²</td><td>図示のとおり</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																番号	名 称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考	1	庁舎	改修	RC/2階建、S41築	1	1521.00	m ²	図示のとおり																																																																																																																																																
番号	名 称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考																																																																																																																																																																												
1	庁舎	改修	RC/2階建、S41築	1	1521.00	m ²	図示のとおり																																																																																																																																																																												
5.		工期		契約締結日翌日から から 令和9年3月19日迄																																																																																																																																																																															
6.		一般事項		一般事項 [] 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																																																																																																																															
		(1) 共通仕様		<table><tr><td colspan="16">図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の最新版による。</td></tr></table>																図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の最新版による。																																																																																																																																																															
図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の最新版による。																																																																																																																																																																																			
		(2) 総則他、一般事項の抜粋		特記事項は、●印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。																																																																																																																																																																															
				<table><tr><td>①官公署その他への届出手続き等 [1. 1. 3]</td><td colspan="15">工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。</td></tr><tr><td>②疑義に対する協議等 [1. 1. 8]</td><td colspan="15">本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（電気設備工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1. 2. 4「工事の記録」(a)による。</td></tr><tr><td>③関係法令の遵守 [1. 1. 13]</td><td colspan="15">施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。</td></tr><tr><td>④実施工程表 [1. 2. 1]</td><td colspan="15">工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。</td></tr><tr><td>⑤施工図等 [1. 2. 3]</td><td colspan="15">工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。</td></tr><tr><td>⑥電気保安技術者 [1. 3. 3]</td><td colspan="15">工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ○適用しない）</td></tr><tr><td>⑦施工条件 [1. 3. 5]</td><td colspan="15">●施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとする。</td></tr><tr><td>⑧ 発生材の処理等 [1. 3. 12]</td><td colspan="15">●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類））</td></tr><tr><td>⑨養 生 [1. 3. 13][2. 3. 1]</td><td colspan="15">施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。なお、既存部分については、2. 3. 1「既存部分の養生」による。</td></tr><tr><td>⑩後片付け [1. 3. 14]</td><td colspan="15">工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。</td></tr></table>																①官公署その他への届出手続き等 [1. 1. 3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。															②疑義に対する協議等 [1. 1. 8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（電気設備工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1. 2. 4「工事の記録」(a)による。															③関係法令の遵守 [1. 1. 13]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。															④実施工程表 [1. 2. 1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。															⑤施工図等 [1. 2. 3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。															⑥電気保安技術者 [1. 3. 3]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ○適用しない）															⑦施工条件 [1. 3. 5]	●施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとする。															⑧ 発生材の処理等 [1. 3. 12]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類））															⑨養 生 [1. 3. 13][2. 3. 1]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。なお、既存部分については、2. 3. 1「既存部分の養生」による。															⑩後片付け [1. 3. 14]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。														
①官公署その他への届出手続き等 [1. 1. 3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。																																																																																																																																																																																		
②疑義に対する協議等 [1. 1. 8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（電気設備工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1. 2. 4「工事の記録」(a)による。																																																																																																																																																																																		
③関係法令の遵守 [1. 1. 13]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。																																																																																																																																																																																		
④実施工程表 [1. 2. 1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。																																																																																																																																																																																		
⑤施工図等 [1. 2. 3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。																																																																																																																																																																																		
⑥電気保安技術者 [1. 3. 3]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ○適用しない）																																																																																																																																																																																		
⑦施工条件 [1. 3. 5]	●施工可能時間帯 ・指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとする。																																																																																																																																																																																		
⑧ 発生材の処理等 [1. 3. 12]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類））																																																																																																																																																																																		
⑨養 生 [1. 3. 13][2. 3. 1]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。なお、既存部分については、2. 3. 1「既存部分の養生」による。																																																																																																																																																																																		
⑩後片付け [1. 3. 14]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。																																																																																																																																																																																		
				<table><tr><td>⑪環境への配慮 [1. 4. 1]</td><td colspan="15">国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。</td></tr><tr><td>⑫機材の品質等 [1. 4. 2] [1. 4. 3]</td><td colspan="15">本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</td></tr><tr><td>⑬ 完成図書 [1. 8. 1～3]</td><td colspan="15">●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する○適用しない）</td></tr></table>																⑪環境への配慮 [1. 4. 1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。															⑫機材の品質等 [1. 4. 2] [1. 4. 3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。															⑬ 完成図書 [1. 8. 1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する○適用しない）																																																																																																																														
⑪環境への配慮 [1. 4. 1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。																																																																																																																																																																																		
⑫機材の品質等 [1. 4. 2] [1. 4. 3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。																																																																																																																																																																																		
⑬ 完成図書 [1. 8. 1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する○適用しない）																																																																																																																																																																																		
7.		共通工事																																																																																																																																																																																	
		(1) 仮設工事		<table><tr><td>①足 場 [2. 2. 1]</td><td colspan="15">本工事で設置する。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。</td></tr><tr><td>② 工事用電力・水</td><td colspan="15">・本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）</td></tr></table>																①足 場 [2. 2. 1]	本工事で設置する。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。															② 工事用電力・水	・本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																																																																																																																														
①足 場 [2. 2. 1]	本工事で設置する。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。																																																																																																																																																																																		
② 工事用電力・水	・本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																																																																																																																																																																		
8.		建具改修工事		<table><tr><td>仮設工事</td><td colspan="15">資材搬出入・運搬、整理清掃後片付け 仮説足場架け払い</td></tr><tr><td>建具改修工事</td><td colspan="15">既存アルミサッシ窓等撤去 樹脂サッシ窓等設置（カバー工法、高断熱複合ガラス） 窓性能（JIS等級） 耐風圧性：S－5、水密性：W－5、断熱性：H－6、遮音性：T－2、気密性：A－4 ブラインド撤去</td></tr><tr><td>発生材処分</td><td colspan="15">発生材搬出・運搬、産業廃棄物処分</td></tr></table>																仮設工事	資材搬出入・運搬、整理清掃後片付け 仮説足場架け払い															建具改修工事	既存アルミサッシ窓等撤去 樹脂サッシ窓等設置（カバー工法、高断熱複合ガラス） 窓性能（JIS等級） 耐風圧性：S－5、水密性：W－5、断熱性：H－6、遮音性：T－2、気密性：A－4 ブラインド撤去															発生材処分	発生材搬出・運搬、産業廃棄物処分																																																																																																																														
仮設工事	資材搬出入・運搬、整理清掃後片付け 仮説足場架け払い																																																																																																																																																																																		
建具改修工事	既存アルミサッシ窓等撤去 樹脂サッシ窓等設置（カバー工法、高断熱複合ガラス） 窓性能（JIS等級） 耐風圧性：S－5、水密性：W－5、断熱性：H－6、遮音性：T－2、気密性：A－4 ブラインド撤去																																																																																																																																																																																		
発生材処分	発生材搬出・運搬、産業廃棄物処分																																																																																																																																																																																		
9.		そ の 他		(1) 本工事で発生した廃材等については、関係法令に基づき、適切に処分すること。 (2) 既存建具寸法は建築当時の設計図を採用しているため、樹脂サッシ製作時は実寸すること。 (3) 詳細については、監督職員の指示に従うこと。																																																																																																																																																																															
				工事名： 塩釜庁舎建具改修工事																																																																																																																																																																															
				国立研究開発法人 水産研究・教育機構 塩釜庁舎												日付																																																																																																																																																																			



	建物名称	構造	建面積㎡	延面積㎡
①	庁舎	RC-2	939	1521
④	ポンベ格納庫	CB-1	7	7
⑥	増殖研究施設	RC-2	432	838
⑦	観測器具格納庫	CB-1	17	17
⑧	ボード用具庫	CB-1	13	13
⑨	渡り廊下	S-1	22	22
⑩	外來研修員宿泊施設	RC-2	67	135
⑪	油脂庫	CB-1	6	6
⑬	空気圧縮充填庫	CB-1	38	38
⑭	海藻培養実験室	S-1	69	69
⑬	空気圧縮充填庫	CB-1	38	38
⑯	受電電所	CB-1	43	43
⑳	倉庫	S-1	29	29
㉑	生態系解析実験棟	RC-2	179	358
㉒	海洋モデル解析実験棟	RC-2	291	582
㉓	生態系資源管理研究棟	RC-3	121	364
㉔	廃液保管庫	S-1	73	73
㉕	車庫	S-1	32	32

工事箇所



塩釜庁舎建具改修工事

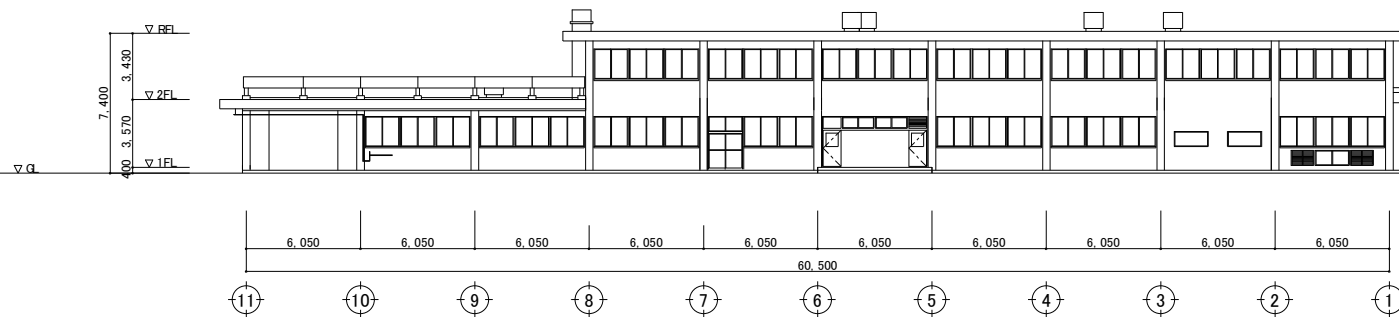
配置図・案内図

国立研究開発法人水産研究・教育機構

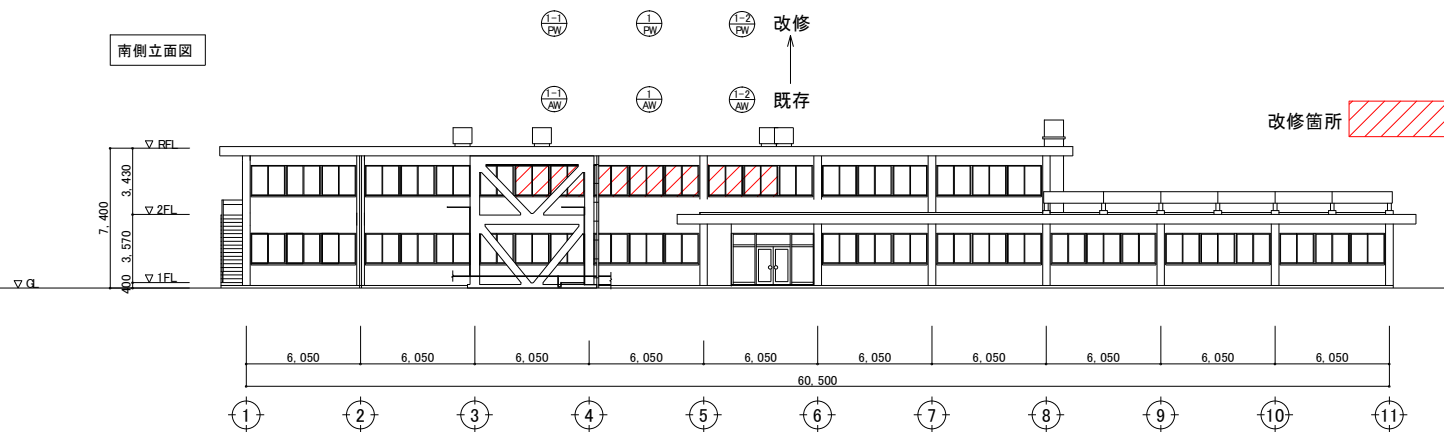
1 / 4

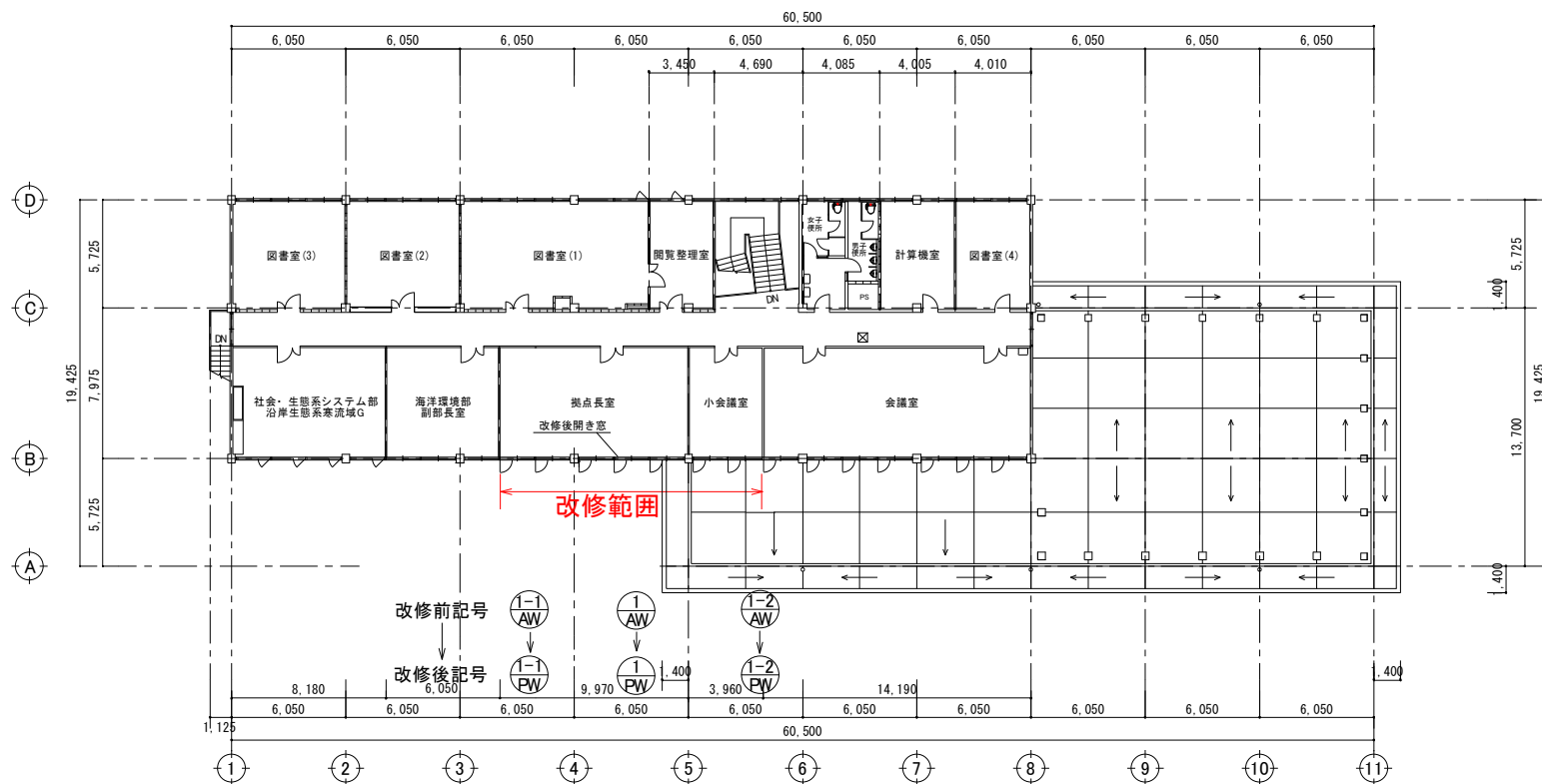
S=図示

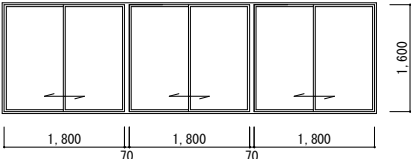
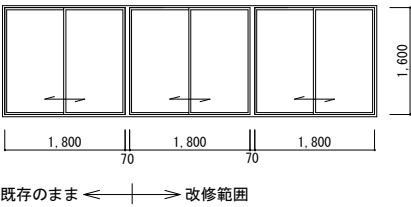
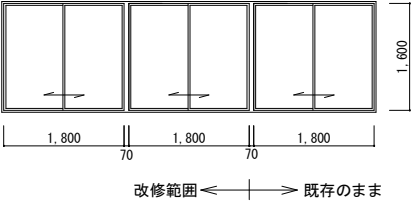
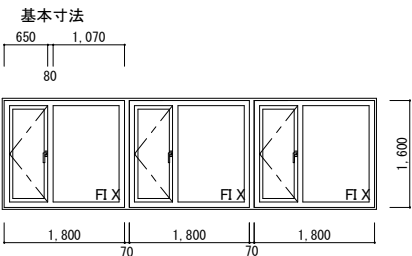
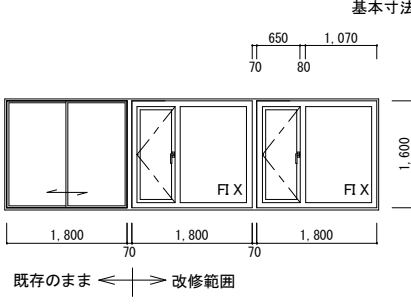
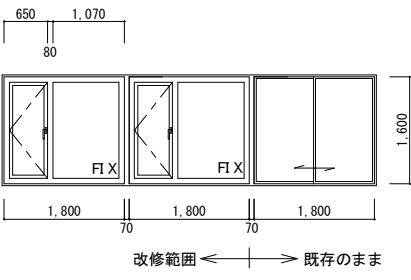
北側立面図



南側立面図





記号	1 AW × 1	1-1 AW × 1	1-2 AW × 1
名称	引違3 連窓	引違3 連窓	引違3 連窓
既存			
見込み	7 0	7 0	7 0
ランマ			
ガラス	トーメイ ア5	トーメイ ア5	トーメイ ア5
金物			
備考	レディメイドタイプ 2重皿板付	レディメイドタイプ 2重皿板付	レディメイドタイプ 2重皿板付
記号	1 AW → 1 PW × 1	1-1 AW → 1-1 PW × 1	1-2 AW → 1-2 PW × 1
名称	3 連窓		
改修			
見込			
ランマ			
ガラス	Low-E3 + Ar 22 + FL3 FI X: Low-E5 + A18 + FL5	Low-E3 + Ar 22 + FL3 FI X: Low-E5 + A18 + FL5	Low-E3 + Ar 22 + FL3 FI X: Low-E5 + A18 + FL5
金物	開放制限ストッパー	開放制限ストッパー	開放制限ストッパー
備考	外開き、ロール網戸(横引)	外開き、ロール網戸(横引)	外開き、ロール網戸(横引)
			塩釜庁舎建具改修工事 建具図(既存・改修) 水産資源研究所 塩釜庁舎
			4 / 4 S-1/80 (A3)